

「熊本大学病院旅行センター運営事業」審査基準

審査項目		評価対象となる内容例	満点	合計
1	運営方針等	・運営方針 ・利用者ニーズの調査方法・対応方法等 ・店舗設計等 ・事業実績	12	48
2	旅行代理業務	・取扱商品の種類	12	
3	旅行業に関わる業務	・学会支援などのサポート体制等	12	
4	その他 アピールポイント等	・独自のサービス提供、アピールポイント	12	
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する指標 (複数認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。認定無しの場合0点)				
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・ブラチナえるぼし認定企業）等		・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2点 ・ブラチナえるぼし認定＝3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点	3	最大 3
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業）		・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝1.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点 ・ブラチナくるみん認定＝3点	3	
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定		・ユースエール認定＝2点 (認定なし＝0点)	2	